

# 岐阜県公報

第 五 百 三 号  
令和 六 年 六 月 二 十 一 日  
( 金 曜 日 )

## 目 次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

( 交 通 規 制 課 ) 二五九<sup>ハ</sup>

告 示

特別保護地区の指定

( 環 境 生 活 政 策 課 ) 二六一

土壤汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定

令和六年度管理美容師資格認定講習会の指定

( 環 境 管 理 課 ) 二六二

令和六年度管理美容師資格認定講習会の指定

( 生 活 衛 生 課 ) 二六一

保安林の解除をしようとする旨の通知

( 同 ) 二六二

保安林に指定する予定である旨の通知

( 森 林 保 全 課 ) 二六三

保安林に指定する予定である旨の通知

( 同 ) 二六三

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

( 農 地 整 備 課 ) 二六四

県営土地改良事業計画の決定

( 同 ) 二六四

開発行為の工事の完了

( 建 築 指 導 課 ) 二六五

土地改良区役員の退任及び就任

( 岐 阜 農 林 事 務 所 ) 二六五

土地改良区役員の退任及び就任

( 中 濃 農 林 事 務 所 ) 二六六

土地改良区役員の退任及び就任

( 可 茂 農 林 事 務 所 ) 二六七

落札者等に関する公示

( 教 育 財 務 課 ) 二六八

## 公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十一日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

別表第三(岐阜県岐阜垂井線の項中)

大垣市墨俣町大字墨俣字下町官有無番地(八八四番四地)先から

同 市旭町一丁目九番一地先まで

大垣市墨俣町大字墨俣字下町官有無番地(八八四番四地)先から

同 市旭町一丁目九番一地先まで

大垣市墨俣町大字墨俣字下町官有無番地(八八四番四地)先から

同 市旭町一丁目九番一地先まで

岐阜市柳津町上佐波西五丁目一番地先から

同 市茶屋新田三丁目一五番一地先まで

改め、同表(岐阜県岐阜南大野線の項中)

岐阜市精華一丁目二七七一番四地先から

瑞穂市馬場春雨町一丁目三二番地先まで

を

に

を

岐阜市精華一丁目二七七一番四地先から  
瑞穂市馬場春雨町一丁目三二番地先まで

揖斐郡大野町大字下礪字高田一五七番一地先から  
同 郡同 町大字小衣斐字大前町三六六番地先まで

改め、同表県道笠松墨俣線の項中「同 市茶屋新田三丁目二番一」を「同 市大脇二丁目四番」に改め、同表県道正木岐阜線の項中

岐阜市茜部菱野一丁目五六番地先から  
同 市茜部新所一丁目三三番地先まで

岐阜市茜部菱野一丁目五六番地先から  
同 市茜部新所一丁目三三番地先まで

岐阜市柳津町東塚三丁目八〇番地先から  
同 市茜部菱野一丁目五六番地先まで

改め、同表県道関美濃線の項の次に次のように加える。

県道関記念公園線  
同市同 関市小屋名字梅ノ木瀬一七八五番五地先から  
同市同 字五反田一四九九番一地先まで

別表第三岐阜市道の項中

岐阜市北野北二八一番五地先から  
同 市同 三二〇番四地先まで

岐阜市北野北二八一番五地先から  
同 市同 三二〇番四地先まで

岐阜市茶屋新田三丁目二番一地先から  
同 市同 三丁目一〇番一地先まで

岐阜市大脇二丁目二番一地先から  
同 市同 二丁目一七番一地先まで

に

を

に

を

に

岐阜市大脇二丁目一七番一地先から  
同 市同 二丁目一八番一地先まで

改め、同表多治見市道の項中

多治見市山吹町二丁目二〇番一地先から  
同 市同 町二丁目一番六地先まで

多治見市山吹町二丁目二〇番一地先から  
同 市同 町二丁目一番六地先まで

多治見市明和町一丁目七六番一地先から  
同 市旭ヶ丘二〇丁目六番一八地先まで

多治見市旭ヶ丘二〇丁目六番一八地先から  
同 市小名田町二丁目一四五番七地先まで

改め、同表関市道の項中

関市新迫間九番地先から  
同市大杉字大久手九二番四地先まで

関市新迫間九番地先から  
同市大杉字大久手九二番四地先まで

関市戸田五七番地先から  
同市同 五二番地先まで

関市戸田五二番地先から  
同市同 四八番地先まで

関市戸田四八番地先から  
同市同 七二番地先まで

関市戸田七二番地先から  
同市同 五九八番地先まで

関市山田一六〇五番四地先から  
同市小屋名一七八五番四地先まで

に

を

に

を

改め、同表瑞浪市道の項の次に次のように加える。

|      |   |
|------|---|
| 羽島市道 | 羽島市上中町長間字十二割一八九二番一地从先から<br>同 市 同 町 同 字 流 二 五 〇 一 番 一 地 先 まで |
|      | 羽島市上中町長間字流二三八三番三地从先から<br>同 市 同 町 中 字 村 付 一 八 九 番 地 先 まで     |

附 則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百七十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定をするため、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案並びにこれらの縦覧場所を公告する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、令和六年六月二十一日から同年七月四日までの間に当該指針の案について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

| 名 称       | 区 域  |
|-----------|--|
| 金華山特別保護地区 | 金華山国有林三二八 林班から三二八七林班までの各林班の区域  |
| 松野特別保護地区  | 可児郡御嵩町次月地内の国道二一号と町道上之郷六六号との交点を起点とし、同所から同町道を北進した後北東進し町道上之郷二九号との交点に至り、同所から同町道を東南進し瑞浪市と |

二 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針の案

|           |   |
|-----------|---|
| 恵那峡特別保護地区 | の境界を越え市道松野湖線との交点に至り、同所から同市道を東南進し松野湖余水吐を南西進し可児川沿いの散歩道に至り、同所から同散歩道を南西進し御嵩町との境界に至り、同所から同境界を南西進し国道二一号に至り、同所から同国道を北進した後西進し起点に至る線により囲まれた区域<br>大井ダムから旧美恵橋跡に至る木曾川の水面の区域 |
| 北ノ俣特別保護地区 | 飛驒市神岡町大字打保地内の金木戸国有林二〇五四林班イ小班、二〇五五林班イ小班、二〇五七林班イ小班及び二〇六六林班イ小班的区域  |

| 名 称       | 指 定 区 分    | 指 定 目 的   |
|-----------|------------|---|
| 金華山特別保護地区 | 森林鳥獣生息地の保護 | 当該地域は、多様な針葉樹及び広葉樹が群生する林相の変化に富む地域であり、アナグマ、アカゲラ、ヤマガラ、シジュウカラをはじめとする多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となつているスタジイ、ツブラジイといった照葉樹の極相林及びヒノキの天然林が発達している国有林の当該区域について、特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全する。 |
| 松野特別保護地区  | 森林鳥獣生息地の保護 | 当該地域は、アカマツ林、落葉広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、テン、ニホンリス、アカゲラ、カケスをはじめとする多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となつている松野湖周辺の当該区域について、特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全する。                                      |
| 恵那峡特別保護地区 | 森林鳥獣生息地の保護 | 当該地域は、コナラ林、アカマツ林等が分布する林相の変化に富む地域であり、ホシハジロ、カワアイサ、オオバンをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となつている大井ダム湖の当該区域について、特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全する。                                       |

|           |             |  |
|-----------|-------------|--|
| 北ノ俣特別保護地区 | 森林鳥獣生息地の保護区 | 当該地域は、樹高の低いハイマツ林や高山性の低茎草地が分布する地域であり、ライチョウ、クマタカ等の希少鳥獣をはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっている北ノ俣岳稜線沿いの当該区域について、特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全する。 |
|-----------|-------------|--|

四 一から三までに掲げる事項の縦覧場所

| 名称        | 縦覧場所  |
|-----------|---|
| 金華山特別保護地区 | 環境生活部環境生活政策課 同部岐阜地域環境室及び岐阜市役所                 |
| 松野特別保護地区  | 環境生活部環境生活政策課 可茂県事務所環境課 東濃県事務所環境課 瑞浪市役所及び御嵩町役場 |
| 恵那峡特別保護地区 | 環境生活部環境生活政策課 恵那県事務所環境課 中津川市役所及び恵那市役所          |
| 北ノ俣特別保護地区 | 環境生活部環境生活政策課 飛騨県事務所環境課及び飛騨市役所                 |

岐阜県告示第二百七十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」といふ。）を次のとおり指定する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 要措置区域

- 各務原市川島竹早町字竹早一番の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
- 六価クロム化合物

- 三 土壤汚染対策法第七条第一項第一号に規定する指示措置  
地下水の水質の測定

岐阜県告示第二百七十八号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により令和六年度管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び住所  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤 弘良  
東京都渋谷区笹塚二一 六 JMFビル笹塚〇一（八階）
- 二 会場の運営及び設備の窓口となる支部の名称及び所在地  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所  
愛知県名古屋市中区栄五 二七 一四朝日生命名古屋栄ビル（五階）
- 三 開催日等

| 開催年月日    | 講習内容         | 開催場所                       |
|----------|--------------|----------------------------|
| 令和 六・一・一 | 公衆衛生<br>衛生管理 | 羽島市竹鼻町丸の内六 七<br>不二羽島文化センター |
| 同 一・一・一八 | 衛生管理         | 同                          |
| 同 一・一・二五 | 衛生管理         | 同                          |

四 受講料

二万円

岐阜県告示第二百七十九号

美容師法（昭和三十一年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により令和六年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤 弘良

東京都渋谷区笹塚二 一 六 JMFビル笹塚〇一(八階)

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所

愛知県名古屋市中区栄五 二七 一四朝日生命名古屋栄ビル(五階)

三 開催日等

開催年月日 講習内容 開催場所

令和 六・一・一 一 公衆衛生 衛生管理 羽島市竹鼻町丸の内六 七

同 一・一・一八 衛生管理 同 不二羽島文化センター

同 一・一・二五 衛生管理 同 同

四 受講料

二万円

岐阜県告示第二百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

不破郡垂井町市之尾字乳母ヶ谷五八三の一(次の図に示す部分に限る。)、五八四の

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町島字歩岐尻六二七五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のもとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|           |          |                |                      |
|-----------|----------|----------------|----------------------|
| 施行者名      | 施行に係る地区名 | 縦覧場所           | 縦覧期間                 |
| 政田井水土地改良区 | 政田井水地区   | 本巢市役所<br>瑞穂市役所 | 令和六・六・二二から<br>七・二二まで |

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|            |          |       |                      |
|------------|----------|-------|----------------------|
| 施行者名       | 施行に係る地区名 | 縦覧場所  | 縦覧期間                 |
| 真桑方井水土地改良区 | 真桑方井水地区  | 本巢市役所 | 令和六・六・二二から<br>七・二二まで |

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、

同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|           |          |                |                      |
|-----------|----------|----------------|----------------------|
| 施行者名      | 施行に係る地区名 | 縦覧場所           | 縦覧期間                 |
| 真桑井水土地改良区 | 真桑井水地区   | 本巢市役所<br>大野町役場 | 令和六・六・二二から<br>七・二二まで |

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|          |       |                      |
|----------|-------|----------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦覧場所  | 縦覧期間                 |
| 西濃上石津地区  | 大垣市役所 | 令和六・六・二二から<br>七・二二まで |

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|          |        |                      |
|----------|--------|----------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦覧場所   | 縦覧期間                 |
| つちのこの里地区 | 東白川村役場 | 令和六・六・二二から<br>七・二二まで |

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

|   |   |   |
|---|---|---|
| 開発許可（変更許可）<br>番号及び年月日   | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                  |
| 岐阜県指令岐西建築第一七七号の二三<br>令和五・一一・二七  | 瑞穂市穂積字野口一三三番一及び一三三番一  | 岐阜県羽島郡笠松町下柳川町六四番地<br>株式会社極東<br>代表取締役 中 村 誠        |
| 岐阜県指令岐西建築第一七八号の七<br>令和六・三・一一  | 羽島郡岐南町八剣北二丁目一九八番一   | 愛知県大府市横根町前田二三番地<br>相 羽 功                          |
| 岐阜県指令岐西建築第一八四号の八<br>令和六・一・一七  | 安八郡神戸町大字神戸字八幡八九八番一の一部、九二三番一の一部、九二五番一の一部、九二六番一、九二七番一及び九八四番八の一部 | 岐阜県安八郡神戸町大字神戸一一九番地の<br>一<br>有限会社アイケン<br>取締役 飯 沼 満 |
| 岐阜県指令中建築第八五号の六<br>令和四・四・一四<br>岐阜県指令中建築第六五号の四<br>令和五・一・一六<br>岐阜県指令中建築第五九号の五<br>令和五・一〇・一九<br>岐阜県指令中建築第五九号の九<br>令和六・五・二七 | 【第二工区】<br>関市西田原字クゴミ一八四〇番外四一筆                                  | 愛知県名古屋市中村区椿町一七番一五号<br>メイラ株式会社<br>代表取締役 大 橋 真      |

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| 土地改良区 | 年月日     | 役名 | 氏名     | 住 所              |
|-------|---------|----|--------|------------------|
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 理事 | 田中敏裕   | 羽島郡岐南町徳田九丁目 四七番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 松原 悟   | 羽島郡笠松町江川 一九六番地   |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 杉江 一郎  | 羽島郡岐南町若宮地三丁目六二番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 西尾 武   | 各務原市成清町六丁目 一〇八番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 岩井 孝朗  | 各務原市小佐野町三丁目一六四番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 遠藤 勝美  | 岐阜市東中島三丁目 二一番一〇号 |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 丹羽 民和  | 各務原市前渡東町一丁目三三番地  |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 奥村 裕   | 岐阜市柳津町東塚二丁目 三五番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 高橋 伸治  | 羽島郡笠松町北及 二〇二〇番地  |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 岩田 悟   | 羽島市足近町南之川 一三七番地  |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 大橋 勝好  | 羽島市小熊町小熊 一五五七番地一 |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 花村 直良  | 羽島市正木町上大浦三丁目五一番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 道家 保義  | 羽島市竹鼻町狐穴 一二二二番地  |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 馬場 一光  | 羽島市福寿町間島八丁目一七番地一 |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 監事 | 葛谷 文春  | 羽島郡岐南町徳田四丁目二七一番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 小島 道弘  | 各務原市下中屋町二丁目一五五番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 齋藤 文彦  | 各務原市大野町三丁目 八番地   |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 白井 義博  | 羽島郡笠松町田代 三五二番地   |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 永田 肇   | 羽島市足近町市場 二二〇番地   |
| 土地改良区 | 令和六・四・三 | 同  | 日比野 繁喜 | 羽島市竹鼻町駒塚 一〇六〇番地  |

就任した役員

| 土地改良区 | 年月日     | 役名 | 氏名     | 住 所              |
|-------|---------|----|--------|------------------|
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 理事 | 武仲 勝   | 羽島郡岐南町徳田八丁目一五四番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 加藤 木孝  | 羽島郡笠松町円城寺 二五九六番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 松原 重広  | 羽島郡岐南町平島二丁目 七二番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 西尾 武   | 各務原市成清町六丁目 一〇八番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 齋藤 文彦  | 各務原市大野町三丁目 八番地   |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 木方 眞一郎 | 岐阜市芋島二丁目一五番八号    |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 仙石 明正  | 各務原市下切町 一九番地     |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 奥村 裕   | 岐阜市柳津町東塚一丁目 三五番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 高橋 伸治  | 羽島郡笠松町北及 二〇二〇番地  |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 岩田 悟   | 羽島市足近町南之川 一三七番地  |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 大橋 勝好  | 羽島市小熊町西小熊一五五七番地一 |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 花村 直良  | 羽島市正木町上大浦三丁目五一番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 入山 巖   | 羽島市竹鼻町蜂尻 七二五番地   |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 監事 | 松原 悟   | 羽島郡笠松町江川 一九六番地   |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 三宅 重雄  | 羽島郡岐南町三宅七丁目 八番地  |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 永井 博幸  | 各務原市前渡東町蜂丁目六三四番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 永田 俊博  | 岐阜市柳津町本郷二丁目 二七番地 |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 坂倉 敏雄  | 羽島市小熊町五丁目 二二番地二  |
| 土地改良区 | 令和六・四・六 | 同  | 大野 哲緒  | 羽島市正木町光法寺二丁目三五番地 |

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。



規定により公示する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| 改良地名            | 年月日     | 役名 | 氏名     | 住 所               |
|-----------------|---------|----|--------|-------------------|
| 七宗町木曾川右岸<br>改良区 | 令和六・三・三 | 理事 | 加納 福明  | 加茂郡七宗町神測 三六二二番地二  |
| 同               |         | 同  | 鈴木 眞平  | 加茂郡七宗町上麻生 一六八二番地  |
| 同               |         | 同  | 長谷川 賢治 | 加茂郡七宗町上麻生 一七一一番地  |
| 同               |         | 同  | 朝日 政利  | 加茂郡七宗町上麻生 一九三〇番地一 |
| 同               |         | 同  | 長谷川 英治 | 加茂郡七宗町上麻生 一七〇六番地一 |
| 同               |         | 監事 | 渡邊 幸雄  | 加茂郡七宗町上麻生 一六四一番地  |
| 同               |         | 同  | 後藤 洋治  | 加茂郡七宗町上麻生 一九三九番地  |

就任した役員

| 改良地名            | 年月日     | 役名 | 氏名     | 住 所                |
|-----------------|---------|----|--------|--------------------|
| 七宗町木曾川右岸<br>改良区 | 令和六・四・一 | 理事 | 加納 福明  | 加茂郡七宗町神測 三六二二番地二   |
| 同               |         | 同  | 後藤 浩之  | 加茂郡七宗町上麻生 一九二〇番地   |
| 同               |         | 同  | 朝日 政利  | 加茂郡七宗町上麻生 一九三〇番地一  |
| 同               |         | 同  | 渡邊 政秀  | 加茂郡七宗町上麻生 二二二六番地一一 |
| 同               |         | 同  | 長谷川 敏明 | 加茂郡七宗町上麻生 一六七五番地   |
| 同               |         | 監事 | 後藤 洋治  | 加茂郡七宗町上麻生 一九三九番地   |
| 同               |         | 同  | 小川 裕子  | 加茂郡七宗町神測 一一三二五番地二  |

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 校務用パソコン 735台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和6年2月13日
- 4 落札者を決定した日 令和6年3月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号  
株式会社大塚商会 中部支店  
支店長 上村 親志
- 6 落札金額 111,628,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課  
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

令和六年六月二十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社